

津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

平成30年度第2回

町では、「津別町人づくり・まちづくり活動支援事業」として、産業、福祉、芸術文化、スポーツ、コミュニティ活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、まちづくりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

■募集期間 平成30年8月1日(水)～平成30年8月31日(金)

■対象事業及び補助額

□人づくり活動支援事業…町民が国内外で研修する事業

○補助額…補助対象経費の1/2以内(限度額:国内8万円、国外20万円)

□まちづくり活動支援事業…町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業(過去に申請した団体でも別事業での申請が可能になりました)。

○補助額…補助対象経費の総額以内(限度額:100万円、下限額:5万円)

※補助対象外経費でも審査委員会で認められたものについては対象経費となります。

■事業の承認 申請者は、必要書類提出後、審査会において審査委員に事業概要等を説明していただきます(プレゼンテーション)。そこでの審査の結果、事業が採択されます。

申請及び問い合わせ先 住民企画課 企画グループ ☎76-2151(内線215)

参考
平成30年度第1回に採択された事業
《まちづくり事業》
・津別野外音楽祭
2018プロジェクト
・Jazz Freaksフェスティバルin津別

核のない平和な世界を願って

今年で73回目の終戦記念日を迎えます。しかし、今なお広島・長崎の原爆の後遺症に苦しむ多くの人たちがいます。
核も戦争もない平和な世界は人類の願いであります。テロと報復戦争が繰り返されています。
津別町は、平成10年9月に左記の「非核・平和の町宣言」を行い、核兵器の廃絶を訴えています。
また、平成14年には町の忠魂碑跡地に「平和の碑」を建立し、恒久平和の実現を願っています。さらに平成21年に、連帯して世界恒久平和の実現を願う「平和市長会議」に加盟しました。



平成14年に建立された「平和の碑」

「非核・平和の町宣言」の決議
世界の恒久平和と豊かで安全な地域環境を守ることが、全世界の共通の願いであります。
この切なる人類の願いにかかわらず、今なおこの地球上には大量の核兵器が蓄積され、核実験・核競争が行われ、この脅威から解放されておりません。核兵器の使用は地球を破壊し、すべての人類、すべての文明を破滅させるものであります。
世界唯一の被爆体験国である日本国民は、この過ちを再び繰り返さないために、核兵器の廃絶を世界に訴え続け、核競争に歯止めをかけなければなりません。
愛林の町を宣言している私たち津別町民は、緑豊かな自然と郷土を守り子孫に伝えるためにも、非核三原則の作らず・持たず・持ち込ませずの理念を尊守し、恒久平和の実現を願い、ここに「非核・平和の町宣言」をする。
以上、決議する。
平成10年9月25日 北海道網走郡津別町議会

♪第23回つべつ日本フィルセミナーコンサート♪

今年も日本フィルハーモニー交響楽団と全国のアマチュア奏者によるオーケストラ演奏会が開催されます。つべつ日本フィルセミナーは、国内屈指の交響楽団・日本フィルハーモニー交響楽団が全国から参加するアマチュア奏者を対象に行う管弦楽セミナーです。

セミナー最終日に開催されるこのコンサートは、セミナー参加者が講師(日本フィル団員)とともに、セミナーでの3日間の成果を披露する場です。津別の名物となったこのオーケストラコンサートに、ぜひお越しください。

- 日時 8月26日(日) 午後4時～
- 会場 津別町中央公民館 講堂
- 入場料 大人 1,000円(当日1,500円) 高校生以下 無料
- 演奏曲 ・チャイコフスキー：スラブ行進曲
・ドヴォルザーク：交響曲第8番



昨年のコンサートの様子

問い合わせ先 中央公民館社会教育グループ ☎76-2713

《陸・海・空自衛隊 平成30年度募集のご案内》

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
航空学生(海・空)	高卒(見込含) 海:23歳未満/空:21歳未満	7月1日(日) ～9月7日(金)	9月17日(月・祝)
一般曹候補生			9月21日(金)・22日(土)
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満	年間を通じて 行っています。	9月26日(水)・27日(木) 美幌
			9月30日(日)・10月1日(月) 帯広
			9月28日(金) 美幌
			9月29日(土) 帯広

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎0157-23-6826
募集コールセンター(受付時間:12時～20時) フリーダイヤル☎0120-063-792

各種医療費助成事業の 受給者証は届いていますか

町では、北海道と共同で医療費の助成事業を実施していますが、受給者証は毎年7月に更新しています。
現在助成の対象になっている方には、7月下旬に郵送していますが、もし届いていない方がいましたら役場担当まで問い合わせ願います。

乳幼児等医療費助成事業

【受給者証を提示することで医療機関の窓口負担が0円になります】

中学生以下の方が道内の医療機関で受診した際、受給者証を提示することで窓口負担が0円になります。ただし、容器代等の保険適用外は除きます。

また、対象とならなかった医療機関等で受診した場合は、領収書を役場に持参の上、医療費を請求してください。

ひとり親家庭等医療費助成事業

【母子家庭、父子家庭の方が助成対象になります】

ひとり親家庭で、18歳未満の児童・生徒及びその児童等を養育している方が対象です。進学等で、引き続き児童等を扶養する場合は、20歳未満まで対象となります(申請には在学証明書が必要)。

重度心身障がい者医療費助成事業

受給者証は、各医療機関に提示することで、医療費の助成が受けられます。ただし、親の外来は、医療機関で発行される領収書を役場に持参の上、医療費の請求をしてください。

対象者は、身体障害者手帳の1～2級と3級(内臓疾患のみ)、療育手帳「A」判定の方などです。

受給者証は、各医療機関で提示することで、医療費の助成が受けられます。

※住民税課税で65歳以上の一定の障がいがある方(障がい後期医療制度加入者)は、自己負担が1割となりますが、後期高齢者医療保険も同じ1割となりますので、受給者証は交付されません。

問い合わせ先

保健福祉課 健康医療グループ
医療給付担当⑨番窓口
☎76-2151(内線229)